

北名古屋市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年3月1日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

生涯学習課

対象期間 令和5年4月1日から令和5年12月26日までの所管事務

実施期間 令和5年12月1日から令和5年12月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

生涯学習課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜生涯学習課＞

主な所管事務は、社会教育委員、青少年及び成人教育の振興、家庭教育の推進、児童生徒の放課後又は学校休業日の学習その他の活動、社会教育関係団体、社会教育資

料の刊行及び配布、芸術及び文化の振興、ユネスコ活動、公民館、図書館、歴史民俗資料館、文化勤労会館、視聴覚教育、文化財保護審議会、文化財の調査、保存及び保護、文化関係団体の育成、市史等編さんに関する事務である。

(1) 収入事務について

ア 過年度放課後子ども教室運営業務委託料返還金について、返済計画が立てられないまま現在に至っており、令和4年度及び令和5年度は現地調査を実施していなかった。債務者宅を訪問するなど債務者と直接面会した上で、実効性の高い債権の回収事務に努められたい。

イ 歴史民俗資料館で頒布する冊子等について、在庫管理を適切に行うとともに、今後作成を発注するものについては過剰な在庫数が生じないように、頒布見込数を精査されたい。

(2) 契約事務について

放課後子ども教室運営業務委託について、業務委託契約の相手方と委託業務の従事者との間で個人情報の保護等に関する取り決めを書面で行っていない団体があった。

(3) その他

事務全般において、受付印の押印漏れや書類の記載漏れが散見された。

意 見

社会教育関係団体活動費補助金は補助対象年度の活動に対し交付するものであり、補助金額の算定にあたっては公益性及び公平性確保の観点から対象経費について十分に精査した上で必要最小限の補助とするべきものである。補助金が実質的に団体の内部留保に充当されることがないように、補助金の交付決定においては活動計画や補助対象年度の収支計画等の内容を適切に確認されたい。